

★基本目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画に向けた社会づくり

コード	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	担当課	R1 担当課 評価	R2 担当課 評価	2020（令和2）年度 取組内容 （事業名、時期、内容、成果など）
101	Ⅰ	1	①	人権・男女共同参画に関する講座・講演会・学習会等の実施	もっとすてきにパートナー委員会とも連携しながら講師選定・研修方法の検討を行い、参加しやすい内容のセミナーやお茶の間への出前講座等を実施します。	男女共同参画センター	4	3	市民活動グループ「もっとすてきに”パートナー”委員会」と共に、男女共同参画に関する事業を企画し、感染予防対策を講じながら事業を実施した。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していた上映会・監督講演会（テーマ：男女が共に担う家事・介護等の促進）等が中止となった。
102						まちづくり課凶権室	3	3	隣保館運営事業として市民のニーズに合った各種教養講座を実施している。
103						人権教育課	3	2	市人権教育協議会、もっとすてきに”パートナー”委員会と連携し講演会を12月と3月に企画。12月の人権週間にあわせた講演会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。
104	Ⅰ	1	①	啓発資料・情報誌等の発行・配布、市民への広報	男女共同参画啓発資料の配布や隣保館広報、人権啓発資料の発行など、分かりやすく、読みやすい内容で幅広い情報提供を行います。また、広報紙、市ホームページ、防災行政無線等を利用してタイムリーな情報発信を行います。	男女共同参画センター	4	4	毎月、県立男女共同参画センター発行の「ひょうご男女共同参画ニュース」を公共施設等に配布。みらいえ情報交流コーナーに各種セミナー・相談会の案内を配架。市広報紙には毎月男女共同参画の記事を掲載し、実施事業等についてはホームページ、Mirai公式フェイスブック、防災行政無線により周知を図った。また、こどもプラザの保護者等にも事業案内をした。
105						まちづくり課凶権室	3	3	隣保館だよりを毎月発行（黒田庄隣保館のみ2か月に1回）。隣保館行事及び人権啓発にかかる記事を掲載している。
106						人権教育課	3	4	市広報紙にて人権啓発コラムを毎月発信している。6月には固定的役割分担意識についてコラムで扱った。同内容は市ホームページにも掲載。また、じんけんパンフレットFlatを令和2年4月に発行。人権研修会等で活用した。
107	Ⅰ	1	①	図書資料等の充実	人権・男女共同参画に関する図書・啓発ビデオ等の充実を図ります。	男女共同参画センター	3	3	茜が丘複合施設内図書館に設置してある「男女共同参画コーナー」を充実するため、図書館司書と相談しながらレイアウトの変更や、新書の購入等を行った。また、男女共同参画セミナー実施時、図書館司書がテーマに沿った書籍の紹介パネルを作成し、会場に掲示する等連携した取組を行った。
108						まちづくり課凶権室	3	3	毎年度人権に関する図書や児童文庫等を購入し、人権・男女共同参画に関する図書の充実を図っている。
109						人権教育課	3	4	人権全般に関する啓発DVD、人権課題別（ハラスメント、子ども、部落差別等）の啓発DVDを購入し充実を図った。
110						図書館	3	3	男女共同参画、人権、貧困問題、いじめ、虐待、DVなど様々なテーマに関する図書について、59冊購入できた。図書館でDVDを購入する場合、著作権処理済みの必要があり、限られた範囲での選定となるため、購入が難しい。このため本年度は啓発DVDは2点のみの購入となった。
111	Ⅰ	1	①	性的マイノリティへの理解促進	性の多様化を認識し、性的マイノリティに関する理解を深める学習の機会の提供に努めます。	男女共同参画センター	3	3	みらいえ情報交流コーナーで啓発資料を配架。また、図書館内男女共同参画コーナーで性的マイノリティ（LGBT等）に関するの書籍を展示し、知る機会を提供した。
112						人権教育課	3	2	人権文化をすすめる市民運動推進強調月間に弁護士の中岡しゅんさんを講師に招き、性的マイノリティに関する講演会を企画していたが、新型コロナ感染拡大防止のため中止となった。

113	I	1	①	西脇市男女共同参画推進条例制定の検討	男女共同参画社会の実現を目指すための基本となる西脇市男女共同参画推進条例の制定に向けて検討します。	男女共同参画センター	1	1	兵庫県下の他市町等の情報を収集し、単独の推進条例の必要性について検討するが、より具体的な取組を定めている西脇市男女共同参画基本プランに基づき、事業に取り組んでいきたい。
114	I	1	②	慣例見直しのためのセミナー、講座等の実施	男女平等の視点に立って、慣例やしきたり等を見直すセミナーや講座を実施し、男女共同参画の意識付けを推進します。	男女共同参画センター	4	3	市民活動グループ「もっとすてきに”パートナー”委員会」や「西脇パパサークル」A O」、また、人権教育課とも協力し、セミナーや事業を企画した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、企画しても開催できない事業もあった。
まちづくり課 人権室						3	3	隣保館運営委員会、隣保館活動の講座生等へ男女平等の視点に立った研修内容の検討を行っている。また、隣保館だよりにより男女平等の視点に立って、慣例やしきたり等を見直すことに関する記事を掲載するなど、男女共同参画の意識付けにつなげる取組を進めている。	
人権教育課						2	2	市人権教育協議会等と連携し、男女平等の視点に立ち、研修会を実施した。	
117	I	1	③	市民意識調査、実態調査の実施	定期的にアンケート調査などを行い、現状把握とその結果を検証し、施策に反映します。	男女共同参画センター	2	3	次期男女共同参画基本プランを策定するにあたり、今年度、市民2,000人対象に男女共同参画市民意識調査を実施した。（詳細については、別紙資料参照）
118	I	1	④	拠点となる施設の充実・強化	拠点施設である西脇市男女共同参画センターの更なる周知を図ります。また、当該センターにおいて、男女共同参画推進に向けた多様な講座の開催、相談業務等の事業の充実を図ります。	男女共同参画センター	4	3	男女共同参画センターにおいて、啓発セミナー、女性就労起業支援、相談業務等を実施。また、複合施設の利点を生かし、図書館やこどもプラザと連携した啓発事業も企画した。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業が中止となることもあり、思うようなセンターの周知が難しかった。市民意識調査では、まだセンターの認知度が十分でないことが分かったため、更なる周知を図る。
119	I	2	①	児童・生徒向け啓発・学習の推進	児童・生徒向けに男女共同参画に関する啓発・学習を推進します。	人権教育課 学校教育課	3	3	(2019(令和元)年度：学校教育課から人権教育課へ所管替) 各校の人権教育年間指導計画に位置づけて実施。県人権教育資料「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて(改訂版)」等の活用を提案した。
120	I	2	①	人権教育資料の活用の推進	各校の人権教育担当者と連携し、人権教育資料の活用を推進します。	人権教育課 学校教育課	3	-	(2019(令和元)年度：学校教育課から人権教育課へ所管替)
121						人権教育課	3	3	人権教育担当者と連携し、全小中学校で人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」を年間指導計画に位置づける。道徳科(小学校平均3時間、中学校平均2時間)を中心に人権教育資料を活用することができた。
122	I	2	②	男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用	性別による役員の割当てをせず、偏りのない児童会・生徒会役員の登用を促進します。	学校教育課	3	3	性別にとらわれない公平な選挙を実施して登用
123	I	2	②	管理職・学年主任等への女性の登用促進	学校現場での男女共同参画意識の向上を図り、管理職・学年主任等への登用を促進します。	学校教育課	3	3	学校管理職・主幹教諭への女性職員登用促進を図る。(2020年度実績：女性教頭3名(12名中)、女性主幹教諭11名(23名中)、2021年度登用に向けた女性主幹教諭選考試験受験者4名(5名中))
124	I	2	③	教職員の男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画意識の向上に向けた研修・啓発の充実を図ります。また、性的マイノリティの子どもたちへの理解促進に関する研修の実施に努めます。	人権教育課 学校教育課	3	-	(2019(令和元)年度：学校教育課から人権教育課へ所管替)
125						人権教育課	3	3	県教育委員会と連携し、各校の人権教育担当者を対象に研修会を実施。明石市政策局SDGs推進室専門職員の増原裕子さんを講師に招き、性的マイノリティの子どもたちも安心して学べる環境について考える機会とした。

126	I	2	③	保護者（PTA）の男女共同参画に関する研修の推進	保護者の男女共同参画についての理解が重要であることから、参観日、PTA研修会等の機会を活用し、研修・啓発の充実を図ります。	男女共同参画センター	1	1	今年度、男女共同参画センター独自でPTAへの働きかけは行っていない。 ⇒PTA研修会等で男女共同参画をテーマとする講演会実施に向け、講師の紹介等をしていく。
127				人権教育課 学校教育課	3	3	(2019(令和元)年度：学校教育課から人権教育課へ所管替) 参観日やPTA研修会等で積極的な研修が行われるように、講師の紹介や報償費の一部補助を行った。(令和2年度は2校に補助)		
128	I	3	①	講座・講演会・学習会等の実施	伝承遊び、子育て講座など、保護者・祖父母等が参加できる講座や学習会の中でも男女共同参画につながる啓発に努めます。	男女共同参画センター	4	4	こどもプラザと連携し、保護者向けに「ワーク・ライフ・バランス推進セミナー」や「就労支援セミナー」等を開催。また、親子参加型イベントも共催し、男性の家事育児参画促進や男女共同参画についての啓発を行った。
129						こどもプラザ	3	2	3世代パパ・ママ育て事業の講座で各世代ごとに啓発を行った。しかし、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、中止になった講座が多くあり、目標達成ができなかった。現世代講座では、男女共同参画センターと合同開催した屋外での事業は、参加者も多く充実した親子の触れ合い事業になった。
130	I	3	①	家庭教育・幼児教育の充実	保護者や地域・PTAなどが一体となって男女共同参画意識を高めるためにレッツコミュニケーション事業などを中心に家庭教育・幼児教育の充実を図ります。	男女共同参画センター	3	3	こどもプラザ発行の「子育て新聞ことのは」に男女共同参画センターで実施する事業等の記事を掲載、また、家庭での男女平等教育を担う保護者に啓発を図った。
131						こどもプラザ	3	2	実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度はすべての学校で実施できていない。
132	I	3	②	隣保館講座の充実	人権啓発と地域コミュニティの拠点である隣保館においても、男女平等、男女共同参画につながる男性の料理教室、こども料理教室など、新しい講座の開設も検討し、講座の充実を図ります。	まちづくり課 公民館	3	3	各隣保館において教養講座やサークル活動を実施しているが、その中で男の料理教室を実施している。
133	I	3	②	男性の家庭生活への参画の促進	男性の家事・育児・介護への参画を推進するための講座の実施や交流の場の提供に努めます。	男女共同参画センター	4	4	市民活動グループ「西脇パパサークルJAO」と連携し、親子参加型イベントを開催。コロナ禍でも楽しめる屋外イベントを企画した。遊びを通して子どもと関わる事業を展開し、男性の家事育児への参画促進を図った。
134	I	3	②	女性セミナー、男性セミナー等講座の実施	男女共同参画意識を育てていくために様々な講座等を開催します。また、参加しやすい日時や一時保育付き講座を設定し、学習機会の提供に努めます。	男女共同参画センター	4	3	市民活動グループ「もっとすてきに”パートナー”委員会」や人権教育課等とも連携した事業を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となる事業もあった。市民活動グループ「西脇パパサークルJAO」やこどもプラザとのコラボレーション企画では、男性保護者を対象とした講座やイベントを実施。子育て世代が参加しやすいよう、セミナーや講座は託児付きで、イベントは一緒に参加できるものとした。
135	I	4	①	適正な用語や表現に関するガイドラインの作成	適正な用語や表現の使用に向けた啓発と共通認識のためのガイドラインの作成を検討します。	男女共同参画センター	2	3	男女共同参画についての適正な用語や表現に関するガイドラインを作成中。今年度もしくは来年度早い内に完成予定。
136						人権教育課	2	2	情報収集、研究を踏まえ、西脇市独自のガイドラインの作成に着手した。
137	I	4	②	子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	男女共同参画に関する充実した図書選定を推進し、情報を読み解く、読書力の向上を図ります。	学校教育課	4	4	男女共同参画に関する図書を選定し、学習を促した。
138						図書館	1	2	男女共同参画等をテーマにした児童書は9冊購入できた。これらのテーマは今後とも重要であり、出版もされるものと予想されるので、引き続き購入していきたい。

139	I	4	②	メディア・リテラシーに関わるセミナー・講座等の開催	様々な情報の中から男女共同参画の視点を持って主体的に読み解く力を育成するための講座・講演会・学習会等の実施に努めます。	人権教育課	3	3	地区人権教育協議会や学校園と連携し、メディアリテラシーに関する研修会を企画。令和2年度は地区人権教育協議会の定例研修会やPTA講演会で、兵庫県人権啓発アドバイザーの篠原嘉一さんを講師に招いた研修会を行った。
140	I	4	②	インターネットモラルの向上に向けた教育の実施	インターネットでの人権侵害などに対処するためのインターネットモラルの向上を図ります。特に、子どもの携帯電話などによるトラブルを防ぐためのルールやマナーを守る教育を推進します。	青少年センター	3	3	神戸市の幸池クリニックの中元先生を招き、ネット依存及びゲーム障害についての講演会を西脇東中学校、西脇中学校の各ブロックにおいて実施、黒田庄中学校区においても、2月に予定されている。また、多可西脇補導連絡会や西脇市青少年問題協議会においても、児童生徒のネット利用や有効活用について議題として取り上げ、協議を行った。
141	I	5	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の普及・啓発	男女の身体の違いを理解し、パートナーが互いに尊敬し、いたわり合い生活ができるよう、産婦人科で実施される母親学級や両親学級との連携、健康相談、訪問指導などの機会をとらえ、普及啓発に努めます。	健康課	3	3	母子健康手帳交付時、妊婦及びその家族に保健相談を実施するとともにチラシを配布。妊婦を対象に出産・子育てセミナーを2回実施。助産師が性に関する教育を実施し、妊婦18名及びパートナー10名が参加。
142	I	5	①	教職員・小中学生の理解に向けた性教育の実施	発達段階に応じ、性と生命を理解するため、教職員・小中学生向けの性教育を実施します。	人権教育課	3	3	学習指導要領に準拠し、発達段階に応じて関連する教科で指導を行った。 (2019(令和元)年度：学校教育課から人権教育課へ所管替)
143	I	5	①	性教育親子学習の実施	性教育について親子で理解する学習会を実施します。	学校教育課	3	3	小学校において親子人権学習では、男女の平等や生命の大切さについて、発達段階に応じた学習を保護者とともに行った。(新型コロナウイルス感染症対策のため、R2年度は一部学校のみ実施)。また、「特別の教科 道徳」において、市内全ての小中学校で、児童生徒が学習に取り組んだ。
144	I	5	②	児童と乳幼児のふれあい交流事業の実施	生命誕生についてや、乳児や母親にふれあうことで、正しい性の理解と命の尊さを学び、将来親となり、子どもを健やかに育てることを目的として、児童と乳幼児のふれあい体験を実施します。	こどもプラザ	3	2	実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度はすべての学校で実施できていない。
145					健康課	3	3	児童と乳幼児のふれあい交流事業で、小学校高学年を対象に助産師が健康教育を行い、命の誕生について学ぶとともに自他の命の尊さへの学びを支援。(今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、乳幼児とのふれあいは中止)	
146	I	5	②	妊産婦の健康相談及び訪問指導の実施	妊産婦の健康を守るために必要な日常生活のアドバイスや不安や悩みなどの相談を、助産師や保健師等が面談及び訪問で実施します。	健康課	3	3	母子健康手帳交付時、妊婦訪問指導及びこんにちは赤ちゃん訪問等で、妊産婦及びその家族に個別相談を実施。
147	I	5	②	特定不妊治療・不育症治療に要する費用助成	保険診療適用外となっている体外受精及び顕微授精、男性不妊、不育症の治療費の一部を助成し、不妊治療・不育症治療を受けやすくします。	健康課	3	3	特定不妊治療費助成事業として、兵庫県の特定不妊治療の助成を受けた者に対し、特定不妊治療及び男性不妊治療に要した費用から県の助成額を控除し、1回の治療につきそれぞれ5万円を上限に助成。 また、不育症治療費助成事業として、不育症の治療を受けた者に対し、費用の2分の1を助成。 今年度から、がん患者妊孕(にんよう)性温存治療費助成事業として、若年のがん患者で妊孕性温存治療を受ける者にその費用の一部を助成し、経済的負担を軽減。
148	I	5	③	HIV/エイズ・性感染症に対する正しい情報の提供	性感染症に関する正しい知識の啓発及び情報提供を行います。また、学校教育現場においても性教育指導を通じて正しい知識の普及・啓発や情報提供を行います。	健康課	3	3	世界エイズデーの啓発として、11月末～12月初旬にポスターを掲示。 成人式参加者等に、パンフレットを配布。 繋がるいのちの事業で、中学生を対象に助産師が健康教育を行い、性感染症を含む性の知識の普及啓発を実施。
149					学校教育課	3	3	学習指導要領等に則り、発達段階に応じて、関連する教科で指導した。	

150	I	5	③	女性の健康についての相談業務の実施	女性のライフステージの各段階における心身の健康問題に対する相談業務の実施、相談日の周知を行います。	健康課	3	3	健康相談及びこころの相談で、保健師、栄養士や臨床心理士が個別に相談を実施。
151	I	5	④	広報・啓発資料等による啓発、学習機会の提供	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター	3	3	市内高等学校でのアンガーマネジメント・デートDV防止出張授業時に生徒や教職員へ啓発物を配布、みらいえ情報交流コーナーにも配架した。また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」時には、上映会時にデートDV防止啓発映像を放映、加えて、キャラクター（にっしー）と一緒に市民活動グループが啓発活動を行った。
152						まちづくり課凶権室	3	3	隣保館だよりに掲載。
153						こども福祉課	3	3	国のチラシや市のホームページ等を通じて、暴力が人権侵害であることや相談窓口等について、わかりやすく周知を行った。
154						人権教育課	3	3	教職員に対して、いじめやハラスメントに関する啓発資料を配布。暴力は重大な人権侵害であることの周知を行った。
155	I	5	⑤	関係機関との連携による防止体制の整備	関係機関との連携により、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の防止体制の整備を図ります。	防災安全課	2	2	関係機関と連携を密にし、必要があれば情報提供等を行う体制を整えている。緊急時には、青色防犯パトロールカーによる計画的な見回りなどを実施していく。
156	I	5	⑥	職場や地域等におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止対策の推進	職場や地域等でのセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止するとともに、関係機関と連携し、研修会・講習会の開催に努めます。	男女共同参画センター	2	3	人権教育課と連携し、市内企業対象に「ハラスメント防止セミナー」を9月に開催。また、社会保険労務士による「女性のためのお仕事相談」で職場でのハラスメント問題も対応している。セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの関係資料を情報交流コーナーに設置。
157						まちづくり課凶権室	3	3	人権相談業務で対応。
158						商工観光課	3	3	これまでに引き続き、関係機関で作成する関連資料を西脇市新規立地企業協議会会員企業に配布し、情報提供を行った。
159						学校教育課	4	4	セクハラ、パワハラ等の防止への取組を校園長会等で指導。県教委資料を活用した教職員研修（各学校）
160	I	5	⑥	子ども・高齢者・障害者虐待の防止と支援体制の充実	相談しやすい窓口体制を整えるとともに、関係機関と連携し、適切な保護を行うための支援体制の充実を図ります。	社会福祉課	3	3	2012（平成24）年10月、担当課に窓口を設置 2013（平成25）年5月～24時間体制で通報及び届出に対応 以降、継続している。
161						こども福祉課	4	4	子育て応援ステーション『はぴいく』において、妊娠・出産時・1歳頃に全保護者を対象に面談を行うとともに、2019（平成31）年4月から、子ども家庭総合支援拠点※を設置し、虐待の防止、早期発見及び早期対応に取り組んだ。また、要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を実施し、支援が必要な子ども及びその家庭に対し、関係機関と連携して、その状況に応じた支援を行った。 ※子ども家庭総合支援拠点：児童福祉法に基づいて整備する機能・拠点。特に要支援児童などへの支援を強化することが目的であり、児童等に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整など）を一体的に行う。
162						長寿福祉課	3	3	高齢者虐待の相談窓口となる地域包括支援センターを2か所に設置 困難事例については、兵庫県弁護士会・社会福祉士会から専門的助言を得るなどし、迅速かつ円滑な対応体制を作っている。 相談ケースを通じて、民生委員・介護支援専門員・介護サービス事業者と連携を図っている。

★基本目標Ⅱ エンパワーメントへの支援

コード	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	担当課	R1 担当課 評価	R2 担当課 評価	2020（令和2）年度 取組内容 （事業名、時期、内容、成果など）
201	Ⅱ	1	①	暴力防止プログラム（CAP）による学習機会の提供	子どもたち自身が人権意識をしっかりと持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を持つために、暴力防止プログラム（CAP）の学習に取り組みます。	人権教育課 学校教育課	2	2	（2019（令和元）年度：学校教育課から人権教育課へ所管替） 暴力防止プログラム（CAP）の学習は取り組んでいないが、各校の人権教育担当者や連携し、教育活動全体で子どもたちの人権意識を高められるようカリキュラムの改善を行っている。また、県作成のいじめを許さない人権教育資料を活用するよう働きかけた。 （令和2年度は5校で活用）
202	Ⅱ	1	①	不登校児童・生徒への対応	不登校児童・生徒への自立を育むため、適応教室「はればれ教室」などの取組を行います。	青少年センター	3	3	今年度は進学を控えた生徒が在籍しているため、個々の実情に合った進路指導を実施。また、通級できなかった児童生徒も徐々にではあるが、出席日数が増える等、成果は上がっている。市外に出て実施する校外学習についてはコロナ禍のため、中止している。また、GIGAスクール構想に対応するため、通級児童生徒のタブレット端末の設定等、環境整備を実施。
203	Ⅱ	1	①	教育カウンセリング及び教育相談の実施	臨床心理士・教育相談員による面接相談、電話相談、スクールカウンセラーによる相談を実施します。	青少年センター	4	4	各校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を取り、様々な問題解決に当たった。また、不登校問題等研修会がコロナの為に中止となったため、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー連絡会を開催。そこで、心とからだのストレスアンケートの実施や、スクールカウンセラーによる「心と体のストレスマネジメント」の動画をYouTubeにアップする等の取組を決定した。
204	Ⅱ	1	②	職業観や職業意識の醸成	トライやる・ウィークの実施や、市人権教育協議会、進路部会との連携を図り、性別にとらわれない職業意識の育成を図ります。	学校教育課	4	3	10月に中学2年生対象で地域とのつながりの深化の視点を持った「トライやる・ウィーク」を実施。 中学1～3年生対象の年間を通じた「トライやる」アクション（地域既存行事等における社会体験活動）への参画。
人権教育課						3	2	市人権研究大会において、進路部会と連携した研修会等を計画していたが、コロナ禍であるため中止を余儀なくされた。	
206	Ⅱ	1	②	性別にとらわれない進路指導	性別で限定せず一人ひとりが個性と能力を生かし、多様な選択を可能にする進路・就職指導等に努めます。	学校教育課	4	4	進路説明会・進路相談（個別進路懇談等）の実施（中学校）
207	Ⅱ	1	③	エンパワーメントに向けての啓発資料等の充実	自身が持つ力を引き出すための各種情報提供や、わかりやすい内容で啓発を進めます。	男女共同参画センター	4	4	社会保険労務士による「女性のためのお仕事相談」を月2回実施。女性の就労や起業に関する悩みに対し、エンパワーメントにつながるよう留意しながら多様なアドバイス、情報提供をおこなった。また、各種啓発セミナーのチラシやハローワークの求人情報を、誰でも閲覧できるよう情報交流コーナーに設置した。
208						人権教育課	3	2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、住民主体の参加型・体験型の研修会を実施することが難しかった。
209	Ⅱ	1	③	女性セミナー、男性セミナー等講座の実施（再掲）	男女共同参画意識を育てるための学習機会を提供するとともに、人材育成を図ります。	男女共同参画センター	4	3	事業参加アンケート等から、ニーズの高いテーマのセミナーを開催。また、市民活動グループ「もっとすてきに”パートナー”委員会」や人権教育課等とも連携した事業を実施した。 市民活動グループ「西脇パパサークル」やこどもプラザとのコラボレーション企画では、男性保護者を対象とした講座やイベントを実施。 子育て世代が参加しやすいよう、セミナーや講座は託児付きで、イベントは一緒に参加できるものとした。

210	II	1	④	若者や中高年等の就労支援、相談、情報提供	就職が困難な若者や中高年等の就労支援、相談、情報提供を行います。	商工観光課	4	3	関係機関と連携し、市内において地元企業合同面接会(1回)を開催した。また、コロナ禍による中止時期はあったが、原則として毎月2回、みらいえにおいて若者就労支援相談(国委託事業)を実施した。
211	II	1	④	再チャレンジ支援	出産や育児、介護などで就業を中断し、再び就職や起業、在宅ワークなどにチャレンジしたいと考えている人へ、ハローワークと連携し、再チャレンジするための情報提供を行います。また、社会保険労務士による女性のための就労相談を実施します。さらに、パソコン講座等、能力開発に向けたセミナーを開催します。	男女共同参画センター	4	4	男女共同参画センターにおいて、月1回ハローワーク西脇職員がみらいえへ出張し、就労相談を実施した。女性の社会保険労務士による「女性のためのお仕事相談」を月2回実施。女性の就労や起業に関する悩みに対し、エンパワメントにつながるよう留意しながら多様なアドバイス、情報提供をおこなった。また、就労継続や再就職へつなげるため、こどもプラザと連携し、子育て中の保護者を対象に社会保障制度について学ぶセミナーを開催した。
212						商工観光課	3	3	北はりま職業訓練センターに対する職業訓練事業を支援し、再就職支援、雇用の促進・安定に努めた。
213						中央公民館	3	3	個人個人の能力開発に結び付くことを意図して開設しているパソコン講座では、2020(令和2)年度、ワードコース1講座、エクセルコース2講座を開設し、2講座9名の参加者中女性は7名と多数を占めた。新型コロナウイルスの感染拡大のためエクセルコースは途中で中断しているが、様々な能力開発に役立っていると考えている。
214	II	1	④	起業に向けての情報提供、支援	女性向けの支援事業も含め、起業の促進に向けて、関係機関と連携し、起業に関する情報提供や相談、セミナー、起業イベントなどの学習機会の充実を図ります。	男女共同参画センター	4	4	起業を希望する女性を対象に、起業支援セミナー「起業カフェ@みらいえ」や、起業フォローアップ「起業”相談”カフェ」を計5回開催。起業女性支援にも取り組んでいる地元の女性起業家や先輩起業家を講師に迎え、起業を具現化できる内容となった。セミナー内では商工観光課担当者から、補助金・助成金等のアナウンスをした。加えて、伴走型個別起業サポート事業「女性起業塾」を実施。市内での起業に向け、準備している状況である。月2回女性の社会保険労務士による「女性のためのお仕事相談」も実施。起業に関する個別の相談にも応じている。また、西脇商工会議所・多可町との連携事業「起業・第二創業スタートアップセミナー」や県共催女性起業支援事業「ネットショップにチャレンジ」も実施、圏域で女性の起業を支援した。
215						商工観光課	4	4	関連情報について、パンフレット等を市役所において配布し、情報提供を行った。また、関連補助金の活用に向けた事務支援を行うとともに、市の「起業・第二創業促進支援事業」による支援(3件。うち女性起業家2件)を行った。
216	II	1	⑤	社会教育の場におけるチャレンジ支援	市民教養講座や高齢者大学などの社会教育の場を通じて、再就職や起業などについての学習機会や情報の提供に努めます。	中央公民館	1	1	高齢者大学としては、高齢者の社会貢献活動の促進やボランティア活動への意識の高揚を図る活動に重点的に取り組んでおり、再就職や起業などについての学習機会や情報の提供は実施せず。
217	II	1	⑤	地域の安心ネットワークシステムの構築	地域における高齢者の見守り体制の構築を支援します。また、自治会や民生委員、介護支援専門員、在宅介護支援センター及び地域包括支援センター等の関係機関のネットワークづくりを推進します。	長寿福祉課	3	3	あんしんはーとねっと事業(事業協力者・関係団体等123事業所)災害時や緊急時の要援護者避難に活用してもらうため、要援護者名簿を自治会(自主防災会)へ提供(2020(R2)1/25時点実績 37自治会)
218	II	1	⑤	介護予防事業の拡充	地域コミュニティセンター等での介護予防教室を開催します。また、要支援要介護状態になるおそれの高い対象者の早期把握と適切な対応及び介護予防活動の支援(介護予防型いきいきサロン等)や介護予防に関する情報提供を行います。	健康課 長寿福祉課	3	3	(2017(平成29)年度:長寿福祉課から健康課へ所管替)介護予防教室やいきいきサロン事業を委託。おりひめ体操自主グループの育成と活動を支援。

219	II	1	⑤	ふれあいいきいきサロン運営事業	ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者の社会的孤立感の解消や介護予防を目的に憩いと交流の拠点を提供します。	健康課 長寿福祉課	3	3	(2017(平成29)年度:長寿福祉課から健康課へ所管替) 萩ヶ瀬会館サロン運営事業として、萩ヶ瀬会館ロビーを高齢者の交流の場として開放。 (おりひめ体操を定期的実施)
220	II	1	⑤	高齢者生きがい健康づくり事業への支援	高齢者大学の充実を図り、生きがい健康づくりに向けた支援を行います。	健康課 長寿福祉課	3	3	(2017(平成29)年度:長寿福祉課から健康課へ所管替) 高齢者生きがい健康づくり事業を高齢者大学へ委託。 今年度は、参加者412名。
221						中央公民館	4	3	高齢者大学を開設し、今年度375名が在籍している。高齢者の関心やニーズに対応した講座の開設により、健康の維持増進や地域ボランティア活動への参加を促進する講座内容が増加している。しかし今年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学生の地域ボランティア活動は減少している。
222	II	1	⑤	地域の安心ネットワークシステムの構築	障害のある方や介護にあたる家族を支援するため、近隣協力者による見守り体制を構築し、自治会や民生委員、相談支援事業者等関係機関とのネットワークづくりを推進します。	社会福祉課	3	3	2019(令和元)年~ 高齢者への見守りのネットワークとして構築したあんしんはーとねっと事業の対象を障害者や子どもにも拡大 11月は見守り強化月間として関係機関へ周知するとともに事業報告を文書にて実施
223	II	1	⑤	障害のある方の外出・コミュニケーション支援事業の実施	手話通訳者派遣、声の広報発行など、社会参加を促進するための事業を行います。	社会福祉課	3	3	手話施策推進会議 (R3.2月書面会議予定)
224	II	1	⑤	関係機関との情報交換・研修会の実施	ハローワークなどの関係機関との連携を図り、情報交換・研修会を実施します。	社会福祉課	3	3	障害者地域支援協議会(運営会議)のメンバーとして、関係機関、団体及び支援者等に参画いただき、情報交換を実施。 (①6/11~17書面会議、②8/6、③9/15~22、④10/8、⑤1/21~1/28) 就労継続支援事業所と就業・生活支援センターで合同研修会議を実施(8/6、2月調整中)
225	II	1	⑤	就労支援、相談、情報提供	障害者、高齢者の相談業務を実施します。高齢者の雇用の安定を図るため、シルバー人材センターへの支援を行います。	社会福祉課	3	3	障害者相談支援センターによる相談事業の実施
226						長寿福祉課	3	3	相談があれば、シルバー人材センター等関係機関を案内(今年度は相談なし)
227						商工観光課	3	3	(公社)西脇・多可シルバー人材センターへの運営補助を行った。
228	II	1	⑤	生活困窮者の就労支援・相談・情報提供	離職によって、住居がなく生活費に困窮している人に対して家賃給付と就労支援を行います。	社会福祉課	3	3	住居確保給付金事業(必須事業)に加え、一時生活支援、就労準備支援、家計改善支援事業を実施。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に対する生活困窮者に対する支援を強化した。
229	II	1	⑤	地域福祉活動への理解を深め、参画意識を高めるための機会の提供	障害者、高齢者の地域活動への参加や生きがいづくりなど、地域との交流機会を提供します。	社会福祉課	3	3	障害者差別解消シンポジウムは、新型コロナウイルス感染症対策として、パネル展示に変更し、R3.2~3月に実施予定。 手話講座について周知は行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により申込みがなく、実施が困難な状況となっている。
230						長寿福祉課	3	3	総合事業の訪問型サービスの類型に、生活支援サポーターがボランティアとして行う支え合いサービス事業を設定。 令和2年4月現在、64人がサポーター登録
231						学校教育課	4	2	本来ならば、トライやるアクション等で高齢者施設等での交流機会を設けているが、新型コロナウイルス感染症予防のため、実施することができなかった。
232						人権教育課	3	3	にしわきジュニアじんけん教室において手話や障害者スポーツ、農作業等の体験学習を実施。子どもたちが障害のある人や高齢者とふれあう機会をつくった。

233	II	1	⑤	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	関係各課 (工務課)	3	3	公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設(園路等)について、ユニバーサルデザインに配慮した改築等に着手し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる公園整備を行っている。 令和2年度は、西脇公園・童子山公園・日本へそ公園・野村公園の公園施設整備。
				関係各課 (次世代創生課)	-	4	公共交通網の再編に合わせ、デマンド型タクシーにユニバーサルデザインの車両を導入した。		
234	II	1	⑥	自立に向けた支援や相談の充実	自立に向けた就労等支援やひとり親家庭が抱える問題解決のために、母子自立支援員・家庭児童相談員による相談体制を充実します。	こども福祉課	4	4	公共職業安定所と就労支援事業に関する協定を締結し、母子、父子、寡婦で未就労等の方に対し、就労支援計画に基づき支援を行った。また、必要に応じて、看護師等の資格取得に向けての制度案内を行うなど、自立に向けた支援を行った。
235	II	1	⑦	多言語による情報提供	在住外国人が地域の一員として生活できるための支援として、多言語による情報提供の検討を行います。	関係各課 (秘書広報課)	3	3	広報発行事業：紙面制約の中でできるだけ多くの情報を掲載するため多言語対応は困難。市勢要覧：基本的情報に限り英語で提供。ホームページ：民間企業の自動翻訳サービスを利用して100言語以上に対応している。
						関係各課 (次世代創生課)	3	4	「外国人市民への情報提供ガイドライン(暫定版)」を策定し、やさしい日本語等によるホームページ等での情報発信を推進(年度内にホームページを開設予定) 新型コロナウイルス感染症に関する外国人向け特設サイトを開設
						関係各課 (防災安全課)	3	3	外国人を雇用する事業者、外国人が居住するアパートの管理会社や戸籍住民課と連携し、新型コロナウイルス感染症に関する啓発予防チラシを配布(7か国語) 避難所で使用する多言語ボードを作成(4か国語)
						関係各課 (図書館)	2	2	在住外国人の生活支援の一環として、各種外国語資料及び外国人向けの日本語資料を28冊購入した。この中で、「やさしい日本語」に関する図書を6冊購入した。ただ主要な外国語以外の資料の収集が困難な状況である。
						関係各課 (環境課)	3	3	在住外国人のごみステーション利用における困惑を回避するため、ごみの持ち出し方法を4言語で注意喚起した看板を要望のあった地域に配布した。
						関係各課 (人権教育課)	2	4	子ども多文化共生サポーター(中国語、スペイン語)に外国人児童生徒の保護者向けの便りや説明資料の翻訳を依頼。外国人児童生徒やその保護者が安心して学校生活を送れるよう支援に努めた。
236	II	1	⑦	在住外国人支援のための相談窓口等の検討	在住外国人を支援するための相談窓口等の検討を行います。	関係各課 (人権教育課)	2	4	在住外国人の就学に関する支援や相談について、県人権教育課と連携して多言語相談員を派遣。(令和2年度6回)また、県教育委員会主催の就学ガイダンスについて、外国人生徒とその保護者に情報提供を行った。
						関係各課 (次世代創生課)	3	3	本市の外国人住民の居住状況、言語等を踏まえ、本市単独での設置よりも県民局単位での設置が望ましいと考え、本市の発議に基づき市長会(県下市長の集合体)として兵庫県に要望した。
237	II	2	①	男女共同参画に関する自主活動グループの育成・支援	男女共同参画の推進等に取り組む活動団体の育成を進めるとともに、情報提供や団体間の交流促進・ネットワーク化を図り、その活動を支援します。	男女共同参画センター	3	3	男女共同参画センターにおいては、男女共同参画の推進に取り組む市民グループとして「もっとすてきに”パートナー”委員会」と「西脇パパサークルJAO」が活動。共催事業を実施するなど交流を図っている。市で活動している団体(グループ)は、それぞれ別の目的を持って活動しており、ネットワーク構築については検討中。
						関係各課 (人権教育課)	2	3	市人権教育協議会社会教育部会において、「リンクスマイル」「コアラサポート」が自主活動グループとして活動。令和2年度は中止となったが、人権教育研究大会の実践交流分科会を起点にネットワーク化を図る。

238	Ⅱ	2	①	子育てグループへの支援	子育て中の保護者の情報交換や、悩み相談のための自助グループへの支援を行います。	こどもプラザ	3	2	地区マミィの活動では23回開催し、402人が参加。地区別子育てフェスティバルは1回開催し71人が参加。個性的なこどもの親のつどいサークル”みっけ”は5回27人が参加。臨床心理士や、職員が入り、保護者の相談への対応や、情報提供を行った。(今年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため毎月の開催は、できなかった。)
239	Ⅱ	3	①	女性の総合相談窓口の整備・充実	女性の様々な悩みについて相談できる窓口の整備・充実を図ります。	男女共同参画センター	3	3	月1回、男女共同参画センターにおいて、女性の人権擁護委員が「女性のなんでも相談」を実施。DV関係相談があった場合はこども福祉課へ繋いでいる。 また、就労関係相談は、月2回の社会保険労務士による「女性のためのお仕事相談」、ハローワーク「出張就労相談」で対応した。 新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント等が中止となった際にも、感染防止対策を講じながら個別相談は実施し、悩みの解決を手助けした。
240	Ⅱ	3	②	各種相談窓口の充実と連携	自立が必要な方への相談対応とエンパワメントにつなげていくため、各種相談窓口の充実と連携を図ります。	関係各課 (男女共同参画センター)	3	3	月1回、男女共同参画センターにおいて、女性の人権擁護委員が「女性のなんでも相談」を実施。DV関係相談はこども福祉課で実施。 また、就労関係相談は、月2回の社会保険労務士による「女性のためのお仕事相談」、ハローワーク「出張就労相談」で対応。

★基本目標Ⅲ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

コード	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	担当課	R1 担当課 評価	R2 担当課 評価	2020（令和2）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
301	Ⅲ	1	①	ワーク・ライフ・バランスについての冊子・セミナー・講座等による啓発	市民や事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスについて、分かりやすく説明した冊子の発行やセミナー・講座を通じて啓発します。また、男性中心型労働慣行の見直しに向けた啓発を進めます。	男女共同参画センター	3	4	ワーク・ライフ・バランス関連のパンフレット等を男女共同参画センター情報交流コーナーに設置。9月には商工会議所や多可町と連携し、起業、子育て、ワーク・ライフ・バランス等についてのセミナーを開催した。また、こどもプラザと連携し、時間管理術、整理収納をテーマに子育て中の保護者対象にもセミナーを開催した。
302						商工観光課	3	3	関係機関と連携し、市内において地元企業合同面接会（1回）を開催した。
303	Ⅲ	1	②	若者や中高年等の就労支援、相談、情報提供（再掲）	就職が困難な若者や中高年等の就労支援、相談、情報提供を行います。	商工観光課	3	3	関係機関と連携し、市内において地元企業合同面接会（1回）開催した。また、コロナ禍による中止時期はあったが、原則として毎月2回、みらいえにおいて若者就労支援相談（国委託事業）を実施した。
304	Ⅲ	1	②	再チャレンジ支援（再掲）	出産や育児、介護などで就業を中断し、再び就職や起業、在宅ワークなどにチャレンジしたいと考えている人へ、ハローワークと連携し、再チャレンジするための情報提供を行います。また、社会保険労務士による就労相談を実施します。さらに、パソコン講座等、能力開発に向けたセミナーを開催します。	男女共同参画センター	4	4	男女共同参画センターにおいて、月1回ハローワーク西脇職員がみらいえへ出張し、就労相談を実施した。女性の社会保険労務士による「女性のためのお仕事相談」を月2回実施。女性の就労や起業に関する悩みに対し、エンパワーメントにつながるよう留意しながら多様なアドバイス、情報提供をおこなった。また、就労継続や再就職へつなげるため、こどもプラザと連携し、子育て中の保護者を対象に社会保障制度について学ぶセミナーを開催した。
305						商工観光課	3	3	北はりま職業訓練センターに対する職業訓練事業を支援し、再就職支援、雇用の促進・安定に努めた。
306						中央公民館	3	3	個人個人の能力開発に結び付くことを意図して開設しているパソコン講座では、2020（令和2）年度、ワードコース1講座、エクセルコース2講座を開設し、2講座9名の参加者中女性は7名と多数を占めた。新型コロナウイルスの感染拡大のためエクセルコースは途中で中断しているが、様々な能力開発に役立っていると考えている。
307	Ⅲ	1	②	起業に向けての情報提供、支援（再掲）	女性向けの支援事業も含め、起業の促進に向けて、関係機関と連携し、起業に関する情報提供や相談、セミナー、起業イベントなどの学習機会の充実を図ります。	商工観光課	4	4	関連情報について、パンフレット等を市役所において配布し、情報提供を行った。また、関連補助金の活用に向けた事務支援を行うとともに、市の「起業・第二創業促進支援事業」による支援（3件。うち女性起業家2件）を行った。
308						男女共同参画センター	4	4	起業を希望する女性を対象に、起業支援セミナー「起業カフェ@みらいえ」や、起業フォローアップ「起業”相談”カフェ」を計5回開催。起業女性支援にも取り組んでいる地元の女性起業家や先輩起業家を講師に迎え、起業を具現化できる内容となった。セミナー内では商工観光課担当者から、補助金・助成金等のアナウンスをした。加えて、伴走型個別起業サポート事業「女性起業塾」を実施予定。受講者が起業塾終了後、市内で起業予定である。月2回女性の社会保険労務士による「女性のためのお仕事相談」も実施。起業に関する個別の相談にも応じている。また、西脇商工会議所・多可町との連携事業「起業・第二創業スタートアップセミナー」や県共催女性起業支援事業「ネットショップにチャレンジ」も実施、圏域で女性の起業を支援した。

309	Ⅲ	1	③	セミナー・講座等による制度の周知と利用環境整備の啓発	育児休業や介護休業等、ワーク・ライフ・バランスを促進する制度の周知を図るとともに、利用できる環境整備のための啓発を行います。	男女共同参画センター	3	4	市が作成した「パパのための育休推進Handbook」をこども福祉課において子育て世帯に配布。 9月には商工会議所や多可町等と連携し、起業、子育て、ワーク・ライフ・バランス等についてのセミナーを開催した。また、こどもプラザと連携し、時間管理術、整理収納をテーマに子育て中の保護者対象にワーク・ライフ・バランスセミナーを開催した。Miraiie情報交流コーナーにワーク・ライフ・バランスや働き方についての啓発パンフレット等を配架し、周知を図った。
310						商工観光課	3	3	これまでに引き続き、関係機関で作成する関連資料を西脇市新規立地企業協議会会員企業に配布し、情報提供を行った。
311	Ⅲ	1	④	子育て・介護についての相談業務の実施	民生委員・児童委員や主任児童委員とも連携し、家庭児童相談・乳児相談・介護相談や認知症相談等の充実を図ります。	こども福祉課	4	4	家庭での子どもの養育上の悩みや虐待問題等について、主任児童委員等と随時情報共有を行うとともに定期的に連絡会を開催し、効果的に相談業務を行った。
長寿福祉課						3	3	総合相談事業として、家族、民生委員等からの介護相談、情報提供に対応令和2年度から認知症地域支援推進員を地域包括支援センター2か所へ1人ずつ配置	
健康課						3	3	10か月児を対象に、児の成長発達、子育ての相談等を母子保健推進員と協力して実施。民生委員・児童委員や主任児童委員等と連携し、支援を要する家庭への訪問指導等を実施。	
314	Ⅲ	1	④	子育て教室の実施、子育て情報誌の発行・配布	食育や心身の健康について学ぶ子育て教室を実施します。また、子育てボランティアの紹介や小児医療情報など、子育て情報誌を発行し、様々な情報提供を行います。	こどもプラザ	3	3	西脇おやこ交流教室で、子育てに関する知識を深める講座(社会保険労務士の講話、いずみみさんによる食育、体幹ほか)を実施。児童館では、クッキング教室、ソーイング教室、館外体験等様々な教室を開催した。 また、子育て新聞「ことのは」で、ボランティアサークルの実施する広場事業や子育てに係る様々な情報を提供した。毎月1回発行(12ページ、1,000部)。ホームページ、フェイスブックでの事業の案内や実施報告をした。
315	Ⅲ	1	④	地域に根ざした子育て支援ネットワークの構築・拡充	市内各地区で自主的に子育て活動に取り組む地区マミィなど、地域に根ざした子育て支援ネットワークの構築に向けた取組を推進します。	こどもプラザ	3	3	地区マミィの活動では23回開催し402人が参加。地区別子育てフェスティバルを1回開催し71人が参加。個性的なこどもの親のつどいサークル”みっけ”5回27人参加。サークル活動時に、臨床心理士や職員も参加し、保護者の相談への対応や情報提供を行った。 (今年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため毎月の開催は、できなかった)健康課、こども福祉課と合同開催した出産子育てセミナーでは、妊婦が、出産後も地域で保護者同士つながりながら子育てができるよう地区マミィやボランティアサークルの紹介をした。
316						こども福祉課	2	2	子育て応援ステーション『はぴいく』や「西脇子育て支援ガイドブック」等で、地区マミィの活動などを紹介した。
317	Ⅲ	1	④	子育て支援サービスの実施	シルバー人材センターと連携し、一時的に育児の支援を受けたい方を対象に育児支援サービスを実施します。	こども福祉課	3	3	シルバー人材センターに委託し、病気や出産等家庭の事情により一時的に育児の支援を受けたい保護者へ変わり、子どもの世話をすることで、子育てしやすい環境づくりに取り組んだ。
318	Ⅲ	1	④	特別保育事業(一時預かり・延長保育等)や病児保育の充実	保護者の就労などに対応した乳幼児や障害児の長時間・休日保育や病児保育の充実を図ります。	幼保連携課 こども福祉課	4	4	(2017(平成29)年度に、こども福祉課から幼保連携課へ所管替) 認定こども園補助事業として、特別保育事業や病児保育事業等への助成を実施し、保護者が働きながら子育てできる環境の整備に努めた。
319	Ⅲ	1	④	放課後児童クラブの充実	放課後等に保護者の保護が受けられない児童を対象に、適切な遊びの場を確保する、放課後児童クラブの充実を図ります。	学校教育課	3	4	コロナ禍においても、感染防止対策を徹底した上で、利用希望者全員に対して放課後児童健全育成事業を実施した。

320	Ⅲ	1	④	児童館など子どもの遊び場の充実	異年齢児などの子どものふれあい体験ができる児童館や遊び場の充実を図ります。	こどもプラザ	3	3	新型コロナウイルス感染症防止対策のため事業の定員を減らしたり、こどもプラザの利用にも制限を設けたため、参加人数や利用者数は、大幅に減ってしまったが、体操の時間や遊戯の時間を設けるなど未就学の親子の充実した時間をつくることができた。大型エア―遊具等を屋外に設置し、コロナ禍での安全対策に配慮しながら存分に身体を動かす遊びを取り入れた。「とびだせ児童館」として、市外での体験の機会を設けた。
321	Ⅲ	1	④	介護保険制度の円滑な実施及び介護に関する情報提供・利用の啓発	介護保険に関する様々な情報提供や利用の啓発を行います。	長寿福祉課	3	3	いきいきサロン・出前講座を活用し、介護保険制度の周知や介護サービスの適正な利用への啓発を実施。
322	Ⅲ	1	④	介護に関する相談、支援の充実	家族介護者に対する相談・支援を充実させるため、地域包括支援センター等の利用を推進します。	長寿福祉課	3	3	2017（平成29）年4月から地域包括支援センターを2か所に増設
323	Ⅲ	2	①	女性が活躍できる機会の拡大と周知	自治会等における女性役員の登用が拡大できるよう、地域団体へ働きかけます。また、地域活動への参画促進のための広報に加え、男女が共に参画することの意義を伝える学習機会を提供し、若年労働者の交流支援、啓発活動を推進します。	関係各課 (男女共同参画センター)	2	1	今年度、男女共同参画センター単独では取組ができていない。 ⇒人権教育課等と連携し、男女が共に地域活動に参画することの意義を地域へ働き掛けたい。
						関係各課 (人権教育課)	3	2	市人権教育協議会と市人権教育推進委員の女性登用拡大に努めた。 市人権教育協議会：25%（男性6人、女性2人） 市人権教育推進委員：67%（男性5人、女性10人）
324	Ⅲ	2	①	女性人材の整備	審議会委員等への登用を図る上での参考とするため、社会の様々な分野で活躍する女性の人材情報の収集・整備に努めます。	男女共同参画センター	2	2	女性人材リストについて検討したが作成には至っていない。 ⇒個人情報取り扱いに注意しながら、人材情報の収集に努める。
325						関係各課 (人権教育課)	3	3	地域で活躍する女性について情報収集に努めた。令和2年度は市人権教育推進委員として地域で活躍する5人の女性に新たに参画いただいた。女性人材リストの作成には至っていない。
326	Ⅲ	3	①	広報・啓発資料等による啓発、学習機会の提供	啓発資料の収集、分かりやすく、読みやすい内容の啓発資料の作成や学習機会の提供を図ります。	男女共同参画センター	3	3	市民活動グループ「西脇パパサークル」A O」の活動をホームページやフェイスブックに掲載。 パパサークル主催の親子イベントをこどもプラザ発行の子育て新聞に掲載するなど、家庭生活における男女共同参画を推進するための情報提供を行った。
327						人権教育課	3	3	地区人権教育協議会と連携し、定例研修会や町別人権学習会等で、じんけんパンフレットFlatを活用した学習を実施。さらに、分かりやすく、読みやすい啓発資料の作成に努める。
328	Ⅲ	3	①	男性の家庭生活への参画を促進（再掲）	男性の家事・子育て・介護への参画を推進するための講座の実施や交流の場の提供に努めます。	男女共同参画センター	4	4	市民活動グループ「西脇パパサークル」A O」と連携し、親子参加型イベントを開催。コロナ禍でも楽しめる屋外イベントを企画した。遊びを通して子どもと関わる事業を展開し、男性の家事育児への参画促進を図った。
329	Ⅲ	3	②	家族介護者交流事業・家族介護教室の実施	家族介護者の交流や介護教室を実施します。	長寿福祉課	3	3	家族介護者交流会の開催（社協へ委託）年間10回開催
330	Ⅲ	3	②	家庭教育・幼児教育の充実（再掲）	保護者や地域・PTAなどが一体となって男女共同参画意識を高めるためにレッツコミュニケーション事業などを中心に家庭教育・幼児教育の充実を図ります。	男女共同参画センター	3	3	こどもプラザ発行の「子育て新聞ことのは」に男女共同参画センターで実施する事業等の記事を掲載、また、家庭での男女平等教育を担う保護者に啓発を図った。
331						こどもプラザ	3	2	実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度はすべての学校で実施できていない。

332	Ⅲ	3	②	育児休業・介護休業に関する情報提供	男女の育児・介護休業等の取得に向け、機会を捉え、事業所等への情報提供に努めます。	商工観光課	3	3	子育て支援の担当課とも連携し、関連事業・セミナー等での情報提供を必要に応じて行うこととしている。
333	Ⅲ	4	①	自治会等への女性役員の選出に向けた取組	自治会等への女性役員の選出に向け、区長会や地域活動組織等へ呼び掛けます。	男女共同参画センター	2	1	今年度、男女共同参画センター単独では取組ができていない。 ⇒自治会担当のまちづくり課や人権教育課等と連携し、働き掛けていきたい。
334						まちづくり課	2	2	各自治会では少子高齢化の進行等により役員のなり手不足等の課題が顕著になる中、女性役員の登用について進みにくい状況であるが、地域自治協議会や地区まちづくり協議会等の地域活動組織においては女性役員の登用も進んでいる。
335	Ⅲ	4	①	まちづくり活動への参画促進	地区からのまちづくりを推進するため、各地区まちづくり計画の推進に合わせ、地区住民や各種団体等へ積極的な参画を呼び掛けます。	まちづくり課	2	3	地域自治協議会の設立・運営支援や地区まちづくり実践補助事業の実施等を通じ、各地区のまちづくり活動の推進を図り、地区住民や各種団体の参画についても促進されるよう積極的に活動支援を行っている。
336	Ⅲ	4	②	団体・グループ等の行うまちづくり活動の支援	市民団体・グループ等が行う、自主的・公益的なまちづくり活動に対し支援事業を実施します。	まちづくり課	2	3	市民提案型まちづくり事業や中間支援事業の実施を通して市民活動団体やボランティアグループ等の活動を、起業や運営相談も含め積極的な支援を行っている。
337	Ⅲ	4	②	NPOの育成・支援	非営利で公益的な市民活動を行うNPO法人の育成・支援を推進します。	まちづくり課	3	3	中間支援事業の実施によりNPO法人の設立、育成等に関する支援を進めている。また、地域自治協議会の法人化やNPO法人のコーディネートなど、多様な分野でNPOの設立や育成につながる支援を行っている。
338	Ⅲ	4	②	コミュニティビジネスの育成・支援	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネス的な手法を用いて解決するコミュニティビジネスの情報提供や育成・支援を推進します。	まちづくり課	4	3	各地区の主体性を基本にしなが、各種補助事業の活用など活動支援を行うとともに、中間支援団体による各種セミナーの開催等により、コミュニティビジネスにつなげる取組の促進に向け積極的な支援を行っている。
339	Ⅲ	4	③	まちづくりリーダー養成講座の実施	地域活動やまちづくり活動にはリーダーが不可欠であることから、積極的な参画に向け、リーダーとなる人材養成のための講座を開催します。	まちづくり課	3	3	各地区の状況に合った人材育成等に関する指導や助言を行い、まちづくりリーダーの人材育成につなげる取組を進めている。
340	Ⅲ	4	③	地区まちづくり計画の推進	各地区まちづくり計画に添った活動へ向け、地区住民や各種団体等の積極的な参画を呼び掛けます。	まちづくり課	4	3	地域自治協議会の設立・運営支援や地区まちづくり実践補助事業の実施等を通じ、各地区の地域課題の解決や地域コミュニティの活性化につなげる取組の推進を図り、地区住民や各種団体の参画についても促進されるよう積極的に活動支援を行っている。
341	Ⅲ	4	③	町別人権学習会への男女の参加促進	地区人権教育協議会と連携を図り、町別人権学習会への参加促進を図ります。	人権教育課	3	3	各地区人権教育協議会と連携して町別人権学習会の指導者講座を実施。若年層や女性の参加促進をお願いした。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は24町での人権学習会となった。
342	Ⅲ	4	④	ボランティアグループ活動の拠点の提供	公共施設をはじめ、町公民館や空き店舗等の活用を図り、活動拠点の提供に努めます。	まちづくり課	3	3	各地区のコミュニティセンターでのグループ活動や町公民館でのサロン(喫茶)開催などの取組が進んでいる。また、空き家活用等についても取組を進めている。
343						商工観光課	4	4	北はりま田園空間博物館総合案内所の指定管理により、NPOの活動拠点を提供し、地域づくりに携わるボランティア活動を支援している。
344	Ⅲ	4	④	福祉ボランティアとなる人材の発掘・育成	社会福祉協議会等との連携により、市民の福祉意識の醸成と人材の育成を図ります。	社会福祉課	3	3	社会福祉協議会事業補助事業として、ボランティア支援事業等を実施 新型コロナウイルス感染症対策により、手話教室・音声講座については中止としたが、手話体験会を2日間行った。

345	Ⅲ	4	④	学校ボランティアとなる人材の発掘・育成	地域が学校を支援する学校支援地域本部事業などによって子どもを学校だけでなく保護者や地域全体でかかわり育てていきます。	防災安全課	2	3	防犯グループが中心となり、地域の安全啓発、学校防犯活動を行った。また、市は防犯活動資材の提供及びボランティア保険の加入などの支援を行った。
生涯学習課						3	3	・地域学校協働本部事業では、地域の大人による学校支援ボランティアが環境整備や学習補助等を実施。活動したボランティアの人数も、登録者の口コミや紹介で増えている（12月末現在185名）。 ・放課後子ども教室でも地域の大人や文化・スポーツ団体が指導者となり、いけばな・茶道教室や自然体験、読み聞かせ、農作業体験、ふれあい体験など、全8小学校区で実施。地域のイベント等に参加する機会も増え、多くの地域の方とのふれあいの場が増えている。 （※）地域学校協働本部事業に事業名変更。	
青少年センター						3	3	各中学校区で実施されている青少年健全育成会議において、今年度はネット依存やゲーム障害についての講演会や、コロナによるストレスとの付き合い方の講演会を実施する等、子どもたちへの理解を深めた。また、市内の子ども110番の家を全戸調査。空き家や看板の有無や劣化の状況等を調査し、今後の110番の家の配置や看板作成のための資料を整えた。	
348	Ⅲ	4	⑤	国際交流事業の推進	国際感覚を育成するため、国際交流活動や国際協力への参加を促進します。また、レントン市との相互交流（市民・中学生の派遣と受入れ）等を進めます。	秘書広報課	3	3	今年はレントン市との交流が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。しかし、西脇市国際親善交流協会と西脇高校が協力し、第4回にしわき国際交流会を開催。外国人向けにゴミ分別のルールを説明する取組みを行った。約10人の外国人が参加し、日常生活を送る上で必要なルールの理解に取組めた。
349						学校教育課	4	1	新型コロナウイルスの世界的な感染拡大のため事業実施が困難となり、中止した。新型コロナウイルスが収束したら事業を再開する。
350	Ⅲ	4	⑤	国際理解教育の推進	外国の文化への理解を深めるための学習機会・情報を提供します。	学校教育課	4	4	国際理解教育として、全小中学校において、ALTを活用した外国語活動・外国語/英語教育を実施（2020年度 市内配置のALT6名）
351						人権教育課	3	3	にしわきジュニアじんけん教室において、子どもたちと小中学校に勤めるALT（アメリカ・フィリピン・南アフリカ）との交流会を企画。また、町別人権学習会において外国人（ネパール）との交流会を実施するために情報提供を行った。
352	Ⅲ	4	⑤	国際交流活動の支援	日本語教室の実施や外国人向けパンフレットの作成、日本の文化や習慣を学ぶ場の提供など、市民による国際交流活動の支援を行います。	秘書広報課	3	3	西脇市国際親善交流協会が実施する日本語教室や西脇高校生が作成する外国人向け「くらしのガイド」などに対し助成し、市民の国際交流活動の支援を行うことができた。
353	Ⅲ	5	①	防災分野の活動における女性の積極的な参画	自主防災組織などにおいて女性の積極的な参画を働き掛けます。避難場所、災害ボランティア活動の場等において、女性や障害者、子育て世代に配慮した運営等男女共同参画の視点が反映されるよう努めます。また、防災会議委員への女性の参画の促進を図ります。	防災安全課	2	2	自治会における自主防災組織において、女性役員自体がほとんどいないため、防災分野における女性の参加が困難な状況にあるが、区長を通じて自治会が実施する自主防災訓練への女性の参加を促している。防災会議委員についても、あて職が多く、女性委員の任命は困難であるが、令和3年1月現在で2名の女性委員がいる。
354	Ⅲ	5	①	防災活動における女性の人材育成	地域における防災活動においてリーダーとなる女性人材の育成を図ります。	防災安全課	1	2	消費者協会の事業の一環として、自主防災と日常からの備えについて啓発活動を実施したが、防災リーダーの育成までは至っていない。今後も女性に対する自主防災の重要性を啓発する。

355	Ⅲ	5	②	防犯グループ、見守り隊等の参画促進と活動支援	地域における防犯組織・団体拡大・育成やハーティネスメンバー（見守り隊）の拡充を図り、活動支援を行います。	防災安全課	3	3	今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年実施している住民大会は中止となったが、防犯グループへの活動用品を提供した。
356						青少年センター	3	2	毎年実施している「ハーティネス・メンバーズ大会」はコロナ禍のため中止となる。また、見守り隊の役員会も中止されるところがあるなどしたため、今年度は見守り隊への用品の支給等の活動支援を行う程度の活動となる。
357	Ⅲ	6	①	企業・民間団体向け研修会の実施	市人権教育協議会企業内部会・ハローワークとの連携を図り、研修会等を実施します。	商工観光課	3	3	人権教育課と連携し、実施
358						人権教育課	3	3	市人権教育協議会企業内教育部会と連携し、ハラスメントに関する研修会を実施。特定社会保険労務士の沼澤郁美さんを招き、明るい職場づくりについて考えた。ハローワークとの合同開催を予定していた研修会は中止となった。
359	Ⅲ	6	①	各種情報提供、男女雇用機会均等法の周知	男女平等の視点に立った雇用環境の整備を図るため、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等について、事業所等への情報提供に努めます。	商工観光課	3	3	これまでに引き続き、新規立地企業協議会会員企業に対する情報提供を行った。
360						人権教育課	3	3	市人権教育協議会企業内教育部会と連携し、9月の研修会に参加した企業に対して情報提供を行った。
361	Ⅲ	6	①	賃金・就労状況の改善促進	労働相談業務など事業所等への情報提供に努めます。	商工観光課	3	3	これまでに引き続き、新規立地企業協議会会員企業に対する情報提供を行った。
362	Ⅲ	6	②	女性労働の正当な評価についての啓発の推進	働く女性が果たしている役割の客観的・普遍的評価と経営等への参画の推進に向けた啓発に努めます。	商工観光課	3	3	これまでに引き続き、新規立地企業協議会会員企業に対する情報提供を行った。
363						農林振興課	3	3	黒田庄和牛婦人部枝肉共励会において、入賞者へ表彰を行い、女性農業者に対する顕彰を行った。
364	Ⅲ	6	②	農業分野における女性の活動支援	特産開発グループなど、女性で構成する団体の活動支援や農業分野における女性の起業支援、農業委員への女性の参画を促進します。	農林振興課	3	3	農産物直売所等において、女性が構成する団体の食品加工などの活動支援をしている。
365	Ⅲ	6	③	事業所等への各種情報提供	ワーク・ライフ・バランス、育児・介護休業等、時差出勤制度など、事業所等へ多様で柔軟な働き方に関する情報提供に努めます。	商工観光課	3	3	これまでに引き続き、新規立地企業協議会会員企業に対する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、コロナ禍における育児等休業に対する支援制度の情報提供と制度利用等の相談対応を行った。
366						人権教育課	3	3	市人権教育協議会企業内教育部会と連携し、9月の研修会に参加した企業に対して情報提供を行った。
367	Ⅲ	6	④	短時間労働制・在宅勤務等の導入に関する情報提供	短時間労働制や在宅勤務など、事業所等へ女性の就労を支援する情報提供に努めます。	商工観光課	3	3	これまでに引き続き、新規立地企業協議会会員企業に対する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、コロナ禍における育児等休業に対する支援制度の情報提供と制度利用等の相談対応を行った。
368	Ⅲ	6	④	就労、起業を支援する相談やセミナー等の実施	女性の就労、起業を支援するための相談窓口の充実やセミナー等を実施します。	男女共同参画センター	4	4	男女共同参画センターにおいて、社会保険労務士による女性のためのお仕事相談（月2回）、ハローワーク西脇職員による就労相談（月1回）を実施。また、社会保障についての就労セミナーや、女性起業家による起業セミナーを実施。女性の就労や職場における働き方、起業等の疑問の解決を支援。
369	Ⅲ	7	①	審議会等への女性の積極的な登用	審議会等への女性の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がない審議会等の解消に努めます。また、委員の選出規定や選出方法の見直しなどについて、審議会等の所管課に対する働きかけを積極的に行い、全庁的な取組として、審議会等における女性委員の割合30%を目指します。	男女共同参画センター	2	2	審議会等委員選任の際の伺書に合議。女性委員割合30%を達成していない担当課に対しては、未達成である理由書の提出を義務付けるとともに、女性参画の重要性を伝えている。
370						関係各課			※2020（令和2）年4月1日現在、庁内の審議会等の女性委員割合の平均値は28.9%（昨年度28.6%）

371	Ⅲ	7	①	学校運営等の方針決定の場における男女共同参画の推進	認定こども園や幼稚園、小・中学校の方針決定の場における男女共同参画を推進します。	幼保連携課 こども福祉課	3	2	(2017(平成29)年度に、こども福祉課から幼保連携課へ所管替) 例年、西脇市保育協会・西脇市人権教育協議会と連携し、市外施設への視察等の人権教育研修を実施してきたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、研修の規模を縮小し、各園の委員が集まりビデオ研修を実施した。
372						学校教育課	3	3	学校園評議委員会等を定期的に開催し、学校園運営について協議等を行った。(委員59人中21人女性)
373	Ⅲ	7	②	働く場における方針決定の場への女性の参画促進	関係機関と連携し、市内事業所に対して講座や研修などを通じ方針決定の場への女性の参画などの啓発や先進事例の紹介を行い事業所でのポジティブ・アクションの促進を図ります。	男女共同参画センター	2	2	今年度、商工会議所と連携し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランス等をテーマにセミナーを実施。女性を登用することは、組織発展につながることを学んだ。また、啓発資料についても、情報交流コーナーに展示し、また、商工会議所へも配布した。
374						商工観光課	1	1	実施していない。 ⇒関係機関と連携し、必要に応じて今後実施していく。
375	Ⅲ	7	②	各種団体における方針決定の場への女性の参画促進	自治会やPTA、市民団体、ボランティア団体、NPO等に対し、それぞれの団体の運営に関する方針決定の場に、女性が参画しやすい環境づくりを進めるための意識啓発や情報提供、学習機会の充実を図ります。	関係各課 (男女共同参画センター)	1	1	各種団体への女性参画について啓発等不十分である。 ⇒関係機関と協力して啓発事業を企画していく。
						関係各課 (人権教育課)	3	3	市人権教育協議会や地区人権教育協議会に対して、引き続き女性の参画促進を進めていくように働きかける。

★基本目標Ⅳ 市の率先した男女共同参画の推進

コード	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	担当課	R1 担当課 評価	R2 担当課 評価	2020（令和2）年度 取組内容 （事業名、時期、内容、成果など）
401	Ⅳ	1	①	職員人権研修の実施	職員を対象とした男女共同参画に関する研修の実施や、男女共同参画セミナーへの参加を推進します。	総務課	3	3	職員研修の実施やセミナー参加の促進
402	Ⅳ	1	①	研修機会の充実	エントリー制度や女性職員のキャリアアップ研修など男女共同参画に関するメニューを取り入れ、研修機会の充実を図ります。	総務課	3	3	庁内、広域研修へ参加
403	Ⅳ	1	①	庁内人権教育推進員の取組推進、研修の充実	年2回の職場研修に男女共同参画の内容を積極的に取り入れます。	男女共同参画センター	3	3	人事担当や人権教育課において研修会を実施
総務課						3	2	市内各地区の研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、各職場での研修会の開催参加のみ実施（予定）	
人権教育課						3	3	ハラスメント等の啓発DVDの充実を図り、庁内人権教育推進員に活用について提案した。	
406	Ⅳ	1	①	庁内向け啓発の充実	男女共同参画に関する様々な情報を提供し、意識高揚に向けた啓発を行います。	男女共同参画センター	3	3	職員向け掲示板で男女共同参画セミナー等を案内。毎月の「ひょうご男女共同参画ニュース」を市の公共施設へ配布、また、市職員のグループウェアに掲載した。男女共同参画フォトコンテスト応募作品等を市の施設で展示。
総務課						3	3	人事管理事業として、職場研修に啓発内容を取り入れた。	
408	Ⅳ	1	①	職員意識調査の実施	男女共同参画西脇市率先行動計画と併せて、定期的にアンケート調査を行い、現状把握に努め、積極的な女性の登用と政策・方針・計画決定の場への参画を推進します。	男女共同参画センター	1	1	今年度は実施せず。 ⇒次年度以降、男女共同参画の視点から職員アンケートを検討。
409						総務課	3	3	人事管理事業として、自己申告書により意識を調査
410	Ⅳ	1	②	審議会等への女性の積極的な登用（再掲）	審議会等への女性の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がない審議会等の解消に努めます。また、委員の選出規定や選出方法の見直しなどについて、審議会等の所管課に対する働きかけを積極的に行い、全庁的な取組として、審議会等における女性委員の割合30%を目指します。	男女共同参画センター	2	2	審議会等委員選任の際の伺書に合議。女性委員割合30%を達成していない担当課に対しては、未達成である理由書の提出を義務付けるとともに、女性参画の重要性を伝えている。
411						関係各課			※2020（令和2）年4月1日現在、庁内の審議会等の女性委員割合の平均値は28.9%（昨年度28.6%）
412	Ⅳ	1	②	庁内における管理職への女性の登用と職域の拡大等（女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進）	政策決定過程において女性の意見が反映されるよう管理職への女性の登用や性別にこだわらない人員配置や採用等を行います。	総務課	3	3	人事管理事業として、職員の構成比を目標に女性管理職の登用を図った。 2020（令和2）.4.1 女性管理職 27.5% 新規採用職員女性多数

413	IV	1	②	男女共同参画西脇市率先行動計画推進状況調査の実施	審議会等の女性委員の登用状況調査や実施計画の推進状況調査を定期的を実施し、その結果に基づく対応を図ります。	男女共同参画センター	3	3	4月1日付けで、審議会等の登用状況調査を実施。結果に対する対応は、選任の都度実施している。
414	IV	2	①	市の刊行物についての庁内チェック機能の充実	適正な用語や表現の使用に向け、偏った表現・イラスト等のチェックを行います。	各課 (男女共同参画センター)	3	3	固定的な性別役割分担意識を排除するため、事業チラシ等の作成時には、チェックを行っている。
						各課 (秘書広報課)	3	3	広報発行事業：文章表現は共同通信社「記者ハンドブック」に準拠するなど、偏りがないうようにチェックしている。
						各課 (人権教育課)	3	3	適正な用語や表現の使用に向け、関係課と連携してチェックを行った。
415	IV	2	②	セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に向けての職員相談窓口の充実	ハラスメントの防止に向けて、要領の周知や職員相談窓口の充実を図り、被害者対応を行います。	総務課	3	3	人事管理事業として、総務課内に相談窓口を設置自己申告書内に調査項目を設ける。
学校教育課						3	3	ハラスメントの防止に関する指針を2年度中に作成。指針において、相談窓口を設置する。	
417	IV	3	①	育児休業・介護休業に関する情報提供	男女の育児・介護休業の取得に向け、機会を捉え、情報提供に努めます。	総務課	3	3	人事管理事業として、制度について職員向けに庁内LANで周知
418	IV	3	①	ノー残業デーの推進（超過勤務の削減に向けた取組）	ノー残業デーを設け、所属長自らが退庁を促すなど、管理監督職が率先して超過勤務削減を図ります。	総務課	3	3	人事管理事業として、毎週水曜日に、ノー残業デーを設ける。
419	IV	3	①	安心して子育てができる職場環境の実現	子育てに関する制度等を周知し、子育てしやすい職場環境づくりを進めます。	総務課	3	3	人事管理事業として、制度について職員向けに庁内LANで周知

★基本目標V 配偶者からのあらゆる暴力の根絶

コード	基本目標	基本方針	基本的方向	具体的施策	内 容	担当課	R1 担当課 評価	R2 担当課 評価	2020（令和2）年度 取 組 内 容 （事業名、時期、内容、成果など）
501	V	1	①	市の各種窓口におけるDV被害者の気付きと相談支援窓口への連携	市の各種窓口において、DV被害者と思われる方への気付きと相談支援窓口へ連携していくための支援を行います。	こども福祉課	4	4	健康課の実施する母子保健事業や戸籍住民課でのDV等支援措置において、DVの実態やDVの危険性が疑われる家庭を把握した場合、DV相談窓口である本課と連携し、被害者に配慮しながら迅速な対応を行った。
502						関係各課 (男女共同参画センター)	3	3	男女共同参画センターで実施している「女性のなんでも相談」において、DVに関する相談があった場合、担当のこども福祉課につなぐようにしている。
						関係各課 (健康課)	3	3	各種事業や相談等において、寄り添い傾聴するなかで支援が必要と思われる方は、こども福祉課相談支援窓口へつないでいる。
503	V	1	①	関係機関との連携による早期発見に向けた仕組みづくり	関係機関と連携し、ネットワークを確立することにより、DV被害の早期発見に努めます。	こども福祉課	4	4	警察等で相談のあった被害者について、連携しながら必要な支援を行う。
504	V	1	①	DV相談窓口の周知	DV被害者や市民に対し広報紙や市ホームページ等で相談窓口の周知を図ります。	こども福祉課	4	4	国のチラシやアンケート調査、市の広報紙・ホームページ等を通じて、相談窓口についての周知を図った。また、特に今年度は新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどからDVの増加・深刻化が懸念されていることから国が新たに実施している「DV相談+（プラス）」の周知を行った。 ※DV相談+（プラス）：電話・メール24時間受付、チャット（12時～22時）、10か国語対応など
505	V	1	①	DV被害者への対応マニュアルの作成と普及	DV被害者の早期発見及び対応のためのマニュアルを作成し、関係機関に配布します。	こども福祉課	3	3	各種研修会への参加及び関係機関と連携を密にし、ケース対応への検討策を考察する。DV被害者への対応マニュアルを作成する。
506	V	1	②	相談支援体制の充実	DV被害者が相談しやすい窓口にするなど、相談窓口体制の充実を図ります。	こども福祉課	4	4	母子・父子自立支援員を2名配置し、常時対応できるよう努めるとともに、専用の相談室を設け、安心して相談できる体制づくりに努めた。
507	V	1	②	関係する相談機関との連携の強化	DVに関係する相談機関との連携を強化し、DV防止ネットワーク会議の設置を検討するとともに、必要に応じてDV被害者支援ケース会議を開催して対応します。	こども福祉課	3	3	関係機関（警察等）との連携を強化し、必要に応じてケース会議等を開催することにより、適切な支援を実施する。
508	V	1	②	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上	相談窓口職員及び関係職員の資質の向上を図るための研修の受講や実施を行います。	こども福祉課	4	4	母子・父子自立支援員及び関係職員が研修等に参加し、DVに関する正しい知識と理解を得ることにより、被害者に対して適切な支援を行った。
509	V	2	①	DV被害者の安全確保	一時保護支援の組織体制を充実し、警察や県立女性家庭センターと連携を図り、迅速な対応を行い、DV被害者の安全を確保します。また、一時保護中のDV被害者と同伴する子どもの支援を強化します。さらに一時保護施設等への同行支援を図ります。	こども福祉課	4	4	被害者が、安全かつ安心に一時保護等手続きができるよう、関係機関と連携しながら、警察や県立女性家庭センター、一時保護施設等に同行支援する。同時に、被害者と同伴する子どもの心理等に対する支援も行う。

510	V	2	②	被害者の自立に向けた情報提供と相談支援	DV被害者の自立に向けた各種情報の提供と相談支援の充実を図ります。	こども福祉課	4	4	ひとり親家庭相談事業として、被害者の離婚等についての相談や就労を含む生活全般の相談対応を実施するなど、自立を目指した支援を行った。
511	V	2	②	DV被害者のこころのケア	DV被害者が受けた精神的なダメージを緩和するため、心理的なケアを行います。	こども福祉課	4	4	被害者が精神的なダメージを受けている場合、こころのケアに関する相談等適切な相談事業へつなぎ、心理的なケアを行う。
512						健康課	3	3	健康相談及びこころの相談で、保健師や臨床心理士が個別に相談を実施。
513	V	2	②	子どもの保護のための体制整備	関係機関との連携によりDV被害者の子どもの保護のための体制を整備します。	こども福祉課	4	4	保護者のDV被害による心理的虐待を受けた子どもについて、関係機関と連携し、安全確保等適切な措置（一時保護）を行う。同時に心理的なケアを行う。
514						青少年センター 学校教育課	3	3	（2019（令和元）年度：学校教育課から青少年センターへ所管替） 虐待やいじめにより、SOSを発している子どもの早期発見早期対応を図るため、青少年問題協議会により協議をおこない、「ハートキャッチカード」を作成。また、いじめ虐待見逃しゼロ週間（ハートキャッチ週間）を夏休み前後（R2年度は8月24日から9月4日まで）に設ける等の対応を実施
515	V	2	②	DV被害者の市営住宅入居要件の緩和等による自立支援	DV被害者の住まいの確保のため、被害者に配慮した市営住宅入居要件の緩和等を行うことにより、自立支援を行います。	建築住宅課	3	3	西脇市営住宅条例第6条第9号に、「前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めること。」を、DV被害者入居に配慮した入居要件緩和等に該当する運用を行っている。 今年度の実績はない。
516	V	2	②	配偶者等暴力相談支援センターの広域圏での設置に向けた検討	近隣市町との連携により、配偶者等暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行います。	こども福祉課	1	1	配偶者等暴力相談支援センターの広域圏での設置については難しい。 警察や県の配偶者等暴力支援センター等と連携し対応していく。
517	V	3	①	DV防止の理解を深めるための啓発と教育	DVに関する理解を深め、防止を図るための啓発と教育を行います。	男女共同参画センター	3	2	市内1高等学校でアンガーマネジメント・デートDV防止出張授業を実施。また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の施設定期上映会時にデートDV防止映像を放映した。併せて、市民活動グループが啓発物品を施設来館者に配布し、DV防止・女性に対する暴力防止の啓発を行った。
518						学校教育課	3	2	本来ならば、デートDV講座を総合的な学習の時間に設定して学習を行うが、新型コロナウイルス感染防止に伴う学校休業期間があったため、授業時間数の確保・教育課程の見直しのため、十分に実施できなかったが、教科等の時間に学習機会を設けた。
519						人権教育課	3	3	人権週間に行った人権啓発作品展で啓発ポスターを掲示した。また、市主催の研修会でも啓発ポスターを掲示した。
520	V	3	①	デートDVに関する啓発	児童・生徒に対して、デートDVに関する理解を深めるため、学校への出前講座など学習機会を提供しながら啓発を行います。	男女共同参画センター	3	2	12月に市内1高等学校で「アンガーマネジメント・デートDV防止出張授業」を実施。11月の施設定期上映会時にデートDV防止映像を放映。今年度はコロナウイルス感染症拡大防止のための休校が影響し、中学校では出張授業は実施できなかった。
521						人権教育課	2	3	学習指導要領に準拠し、発達段階に応じて関連する教科で指導を行った。 （2019（令和元）年度：学校教育課から人権教育課へ所管替）
522	V	3	①	DVに関する市民の意識・実態調査の実施	DVに関する市民の意識と実態を把握する調査を定期的実施します。	こども福祉課	1	3	男女共同参画センターにおいて、次期男女共同参画基本プラン（DV対策基本計画）を策定するにあたり、今年度、市民2,000人対象に市民意識調査を実施した。
523						男女共同参画センター	2	3	次期男女共同参画基本プラン（DV対策基本計画）を策定するにあたり、今年度、市民2,000人対象に男女共同参画市民意識調査を実施した。（詳細については、別紙資料参照）
524	V	3	①	DVに関する資料の収集と提供	男女共同参画センターにおいて、DVに関する各種資料を収集し提供するとともに、市民向けの学習教材として提供を図ります。	男女共同参画センター	3	3	DVに関するパンフレットやカードを各所に配架し、11月に暴力防止のポスターを掲示、啓発ティッシュも配布。 デートDV防止啓発冊子を情報交流コーナーに配架した。